

第二類推における継起の二義性

鄭 英昊

0. はじめに

本稿はカント⁽¹⁾『純粋理性批判』(以下、『批判』)における第二類推の論証の成否を問うものである。近年の研究においては、批判的な視点からの第二類推解釈はそれほど見られない。しかしながら本稿は、あえてその論証に疑義を呈する。

本稿の構成を以下に。第一章において、第二類推の議論の対象が「変化」であることが示される。次いで第二章において、変化に関して語られる「順序の必然性」ということの意味が確定される。さらに第三章では、「運動」との関わりのもとで変化についての十全な理解が目指される。以上までの「変化」という概念に関する考察を足掛かりに、第四章において変化と原因の概念との関係について問う。ここにおいて、カントの第二類推の論証の成否を検証し、否定的な結論を導く。その際の本稿の批判の主要な論点は、いわゆる「客観的継起」の内に、変化に即した継起と原因—結果の順序に即した継起の二つが含意されており、その二義性が解消されないまま論証の内に残り続けているというものである。

1. 変化という視点

第二類推に関するいかなる考察も、そこにおいてそもそも何が考察の対象とされているのかという問いに答えなければならない。この問いの答えは「変化」ないし「生起」という事象である、となろう。特に第二版での付加箇所冒頭の次のような注意は、それだけでこのような理解に十分な確証を与えるはずである。

時間継起をもって表れる全ての現象はことごとく変化にすぎない、言い換えれば、現に持続している実体の諸規定の継起的な存在と非存在である。(略) すなわち、諸現象の全ての転変(継起)は単なる変化にすぎない。なぜなら、実体の発生ないしは消失は実体の変化ではないからである。というのも、変化という概念は、二つの対立する規定をもった同一の主体を、現存するものとして、したがって持続するものとして前提するからである。—このような注意喚起をあらかじめしておいて、証明にとりかかろう。(B232)

引用内で示されていることの内容は、直前の第一類推から理解されるべきものである。ここで強調したいのは、客観的継起 (objective succession) あるいは必然的継起 (necessary

succession) といった二次文献で頻出する語よりもむしろ、「変化」ということにカントが焦点を当てているという事実である。このことは決して看過されてはならないし、本稿全体でも中核をなす基本的理解であるからさらに確認しておく。

そもそも第二類推の原則は第一版、第二版の各々で次のように表現されている。

生起する（存在し始める）あらゆるものは、それが一つの規則にしたがって、継起するところの何かを前提する。(A189)

あらゆる変化は原因と結果の連結の法則にしたがって生起する。(B232)

加えて、第二類推の原則が言及されるとき、そのほとんどにおいて次のような定式化が採用されていることも指摘しておこう。すなわち、「全ての変化は原因をもたなければならない」(B5)あるいは「生起する全てのものはその原因をもつ」(A733/B761)⁽²⁾。第二類推が変化ないし生起について論じるものであることに疑いの余地はない⁽³⁾。

2. 変化と「順序の必然性」

本章および次章では、以上の確認を基礎に、非常に多くの議論を呼ぶ第二類推の実例、すなわち船の流れ下りの例についての正しい把握を目指す。

たとえば、私は一艘の船が流れ下ってゆくのをしているとす。下流におけるこの船の位置についての私の知覚は、川の流れに沿って、上流におけるこの船の位置についての知覚の後に継起するのであり、この現象の把握においては、その船が最初は下流で知覚され、その後に川の上流で知覚されるべきであろうなどということは不可能である。それゆえこの場合、把握における諸知覚の継起の順序は規定されており、だからその把握はこの順序に拘束されているのである。家屋についての先の例においては、把握における私の知覚は、その家屋の頂上から始めて地面で終わることもできれば、また下方から始めて上方で終わることもでき、同様に右側からでも左側からでも経験的直観の多様なものを把握することができた。それゆえ、これらの諸知覚の系列においては、多様なものを経験的に結合するために、私がある把握においてどこで始めなければならないのかを必然的たらしめるような、いかなる規定された順序もなかった。しかしこのような規則は、生起するものについての知覚の際には、いつでも見出されるのであり、この規則は（その現象の把握における）互いに継起する諸知覚の順序を必然的たらしめるのである。(A192/B237) (傍線筆者)

往々にして、ここで対比されている二つのうち後者に見られる継起が「客観的継起」と称され、第二類推はそれがいかんにして可能かを問うものであるとされる。しかしながら、「客観的継起」なる表現が既に何かを意味しているということを前提して議論を進めることは拒否されなければならない。そして、カントが順序の必然性ということによって何を意味しているのかが先入観を排して探られなければならない。

さて、上の引用の傍線部にも示されているように、やはり考察の対象となっているのは生起という事態である。生起が常に何らかの先行状態と結びつけられることは容易に理解される。というのも、「何かが生起するということ、言い換えれば、何かが、つまりは以前には存在しなかったある状態が生成するということは、この状態をそれ自身のうちに含んでいないある現象が先行するのでなければ、経験的に知覚されうることはない」(A191/B236)のだから。それでは、この生起に結び付けられる知覚の順序の必然性とはいかなるものであろうか。

それはある一つの変化を構成する二つの状態間の順序の必然性について言われるものである⁽⁴⁾。つまり、ある変化の事例が与えられているのなら、当の変化を構成している二つの状態はその順序でなくてはならないという意味での必然性である。たとえば、「水→氷」という変化⁽⁵⁾が与えられているとき、その順序であれば「氷結」という変化を示すが、順序が逆になるなら（「氷→水」）、それは、「融解」という全く別の変化を意味することになる。つまり、Bird(2006)も言うように「その出来事がその仕方によって個別化されるという理由によってのみ、不可逆的なのである。当の出来事の構成要素を何か他の順序において同定する (identify) ことは、その出来事を同定することにはならないだろう。」(ibid., p. 461)⁽⁶⁾

3. 変化と運動

本章では次いで、船の流れ下りの例、あるいは一般に「運動」はいかにしてカントの言う変化と整合させることができるか、という問題に取り組む。たとえば運動を位置「変化」とみなすことによって、それを一種の変化であるとするのは容易であろうが、このことを実体（持続）とその偶有性（状態）というカント的な構図（註3参照）で捉えることにはやや難がある。とはいえ、ある種の運動が変化の実例として挙げられる以上、物体の運動において何が実体（持続）であり、何がその偶有性（状態）とみなされうるのかということに回答が与えられなくてはならない。以下では、3.1 においてまさにこの問題を扱っている先行研究を導入として紹介し、続く 3.2 でその解釈を批判しつつ正当な解釈を示す。

3.1 変化と運動—植村(1993)の場合—

上述の課題について、それに対して一つの回答を与えている植村(1993)をとりあげることとで考察する。早速その回答を当該の箇所を引くことで確認する。

「変化」とは、同じ事物のある「状態」に、対立する別の「状態」が引き続くことであるが、運動する物体の場合、何がこの「状態」に相当するのだろうか。運動する物体は刻々と違う場所にあるのだから、「場所 a にある」「場所 b にある」「場所 c にある」……等が、その物体の互いに対立する「状態」であることになる。このように理解すれば、運動もまた「変化」の一形態であることは自明であると思われるであろう。ところが、この場合何が「変化」しない「基体」であるのかと問うならば、新しい問題が生じてくる。(略)しかし、運動する物体が場所を変える場合、「場所 a」「場所 b」などは物体それ自身に属する性質ではない。それぞれの場所は運動する物体に属するのではなく、運動がそこで行われている全体的な場、つまり空間に属する規定である。このことは、物体の運動を「変化」として捉える際に、「変化」の「基体」は、運動する物体そのものではなく、それを含む空間全体と考えなければならないことを示している。(前掲書, p.78)

一読して明らかなように、氏の回答は次のようなものである。すなわち、物体の運動において「基体」とは運動する物体を含む「空間全体」であり、それに対して、その「状態」とは運動する当の物体が「場所 a にある」などといった事態である、とするものである。さらに付け加えるなら、このとき基体としての「空間全体」は単なる空虚な空間を指すのではない。というのも、カントも述べるように「われわれは単に物質以外に、実体の概念の根底に直観として置きうる持続的なものを何一つとして持たない」(B278) のだから。よって、氏はこの「空間全体」を物質で満たされた空間全体と理解し、物体の運動においては、物質で満たされた空間全体が「基体」であり、そのような空間の中にある特定の物体がそれぞれの位置を占めることがその空間全体に属する「状態」であるとする。

しかしながらこのような解釈は不自然である。なにより、「場所aにある⁽⁷⁾」ということがその場所にある当の運動している物体の状態ではなく、空間全体の状態であるとするのは直感的には受け入れ難い。氏も指摘するように、確かにカント自身「位置を占める」ことそのものを何らかの状態とみなすような発言をしている⁽⁸⁾が、物質で満たされた空間全体を(その中にある様々な物質の差異を捨象して)、一つの持続とみなすことを支持する発

言は見当たらない。次節においては第一に、このような解釈を採らずとも運動と変化の関係を適切な形で捉える視点が存することを、カント自身の言葉から明らかにし (3.2.1)、第二に、以上のような解釈は採用しえず、それゆえ 3.2.1 で示される別な解釈の方が正当であるということをも示す (3.2.2)。

3.2 変化と運動についての正当な理解

3.2.1 二種類の変化と二種類の運動

『自然科学の形而上学的原理』(以下『原理』)からも手がかりを得ることで、運動を変化とみなすための正当な解釈を探る。そもそも、カントにとって「物の運動とは、与えられた空間に対するその物の外的関係の変化をいう。」(IV 482)これに加えて第二類推中に見られる次の引用を考えあわせるなら、カントの意図が正確に把握される。

私が論じているのは、ある種の関係一般の変化についてではなく、状態の変化についてであるということは、十分注意していただきたい。だから、ある物体が一樣に運動しているときには、その物体は(運動という)おのれの状態を変化させているのでは全くない。しかし、その運動が増大したり減少したりするときには、物体はおのれの状態を変化させているのである。(A207/B252, Anm.)

この引用においては、明らかに「関係一般の変化」と「状態の変化」が区別され、むしろ後者にこそ眼目があることが述べられている。特筆すべきは、一樣運動に対しては、変化がそもそも認められていないということである。加えて、目下の課題に対する回答も既に与えられている。すなわち、運動において何を「状態」と解すべきかということに関して、「(しかじかの位置を占めること)ではなく)運動そのもの、換言すれば運動状態を運動する物体の状態とみなすべきことが明確に語られているのである。この理解のもとでなら、持続は氏同様、物質と解すれば問題ない。つまり、物体の運動において「持続」は物質であり、その「状態」とは、まさに運動という状態、運動状態を指すのである⁹⁾。単なる位置変化はそれ自体だけでは必ずしも第二類推で扱う変化とはなりえず、運動状態の変化が見られるときにはじめて、第二類推で扱う変化と解するということが以上によって理解されねばならない。

3.2.2 第二類推と慣性法則

続いて、植村氏の解釈が単に不自然であるのみならず不可能であることを示すことで、

ここに示された解釈が正当であることを主張する。カントが『原理』において慣性法則を支持しているという事実がその根拠である⁽¹⁰⁾。仮に、氏の言うように「場所aにある」「場所bにある」「場所cにある」……等を、その物体の互いに対立する「状態」ととるなら、このそれぞれの位置変化を第二類推で扱われる変化とみなすことが含意されるため、そのつど原因の存在が主張されねばならない（なぜなら「全ての変化は原因をもたなければならない」(B5)のだから）。具体的に言うなら、一様運動であつても、ある位置変化 $a \rightarrow b$ に原因があり、それに続く位置変化 $b \rightarrow c$ にも原因があり…、となる。このことは、一様運動も含めた位置変化を全て第二類推の原則で言及される変化であると理解することと、第二類推の原則を承認することとの必然的帰結である。当然この場合、既に『批判』の時点で慣性法則など主張し得ないことが帰結する。それゆえ氏の解釈は採用しえない。これに対して、上述のように、ある種の位置変化を第二類推における変化（状態の生起）とはみなさないという視点が導入されれば、このような困難は回避されるのである⁽¹¹⁾。

ここで、以上の指摘の含意が誤解されることのないように、二点注意しておく。第一に、本章の議論にとって一様運動が現実には可能であるかどうかは問題ではない。無論第二類推で挙げられている船の運動の例は、一様運動ではなく本稿でいうところの「変化」であると認められうる。留意すべきは、その変化が位置変化について言われるものではなく、何らかの運動状態の変化に関して言われるものでなければならない、ということである⁽¹²⁾。そして、このような混乱を引き起こしうるという点では、この例自体が不適切なものである、と言わねばならない。第二に、次のような性急な推論も筆者の意図するところではない。すなわち、一様運動は第二類推の埒外にあるがゆえに、一様運動が実現したとするなら、その間時間の経過について語りえない。つまり、一様運動は「客観的継起」と何ら関わりをもたない、とする推論である。そもそも本稿で問うのが、まさにこの「客観的継起」の内実である以上、この点に関しては以下の議論を参照されたい。

4. 第二類推の論証

本章では第二類推の論証の成否を決する。4.1において、論証の解釈として可能なものを考究する。4.2において、継起の二義性を明らかにすることで、4.1の解釈の限界を示す。またこのことによって、第二類推の論証がなすべきことをも明示する。次いで、4.3においてカント自身の議論に即して詳細な検討がなされる。

4.1 経験の統一と時間規定

以下では経験の統一、あるいはそのうちにおける「規定された客観」の可能性の条件と

して図式の必要性を主張する(それによって同時にカテゴリーの客観的妥当性も示される)、という基本方針によって第二類推を理解する可能性について考察する。実際にこのような解釈を直接主張する論者がいるというよりは、議論の解釈、あるいはカントの発言にも陰に陽にこれに類する基本的理解が潜むように思われるからである。

早速大まかにその論理を組み立てる。おそらく次のようなものになるだろう。

- ①一なる可能的経験において、客観が客観として成立するためには、その時間関係が規定されていないとてはならない。
- ②ところで、時間関係が規定されるには、規則が必要である。
- ③規定された時間関係に対する規則は、超越論的図式(超越論的時間規定)がその役割を果たす。
- ④ゆえに、一なる可能的経験において、客観が客観として成立するためには、それは一般に超越論的図式に従わなくてはならない。

このような解釈は実際カントが三つの原則を個別的に論じる前に、経験の類推全般について論じる箇所(A177-81/B218-24)の内容に合致するようにも思われる。しかしながら④の結論は、一体ア・プリオリな総合命題と関わるものなのかが全く明瞭でないという問題を孕む。第二類推の問題意識は言うまでもなく変化と原因という二つの概念が、必然性を伴った総合の関係にあるということにある⁽¹³⁾。この問題を受け取らなければ、最も基本的な問題意識すら蔑ろにされているというほかない。第二類推は変化ないし生起という概念に即して証明がなされねばならないのである。そこで、この難点を払拭し「変化」という事態を組み込むべく、上の議論を次のように限定することを考えてみる。すなわち、

- ③継起に関する時間関係を規定する規則は、因果性の図式がその役割を果たす⁽¹⁴⁾。
- ④ゆえに、一なる可能的経験において、客観が継起に関して規定された客観として成立するためには、それは因果性の図式に従わなくてはならない。

この推論に、既に第一章で引用した「時間継起をもって表れる全ての現象はことごとく変化にすぎない」(B232)という命題を合わせ、この命題をもって継起＝変化と解せば、

- ③”変化に関する時間関係を規定する規則は、因果性の図式がその役割を果たす。
- ④”ゆえに、一なる可能的経験において、継起に関して規定された客観、すなわち変化が

成立するためには、それは因果性の図式に従わなくてはならない。

となる。はたしてこの推論に問題はないだろうか。解明されなければならないのは「継起」および「因果性の図式」の内実である。

4.2 継起の二義性

4.2.1 「図式的継起」と「状態間継起」

早速、「継起」の内容についての考察を始めよう。既に挙げたB232の命題から、ここで語られる継起を変化と解釈することに問題はないだろう。このとき継起の内容は、単に変化における状態の移り変わりである。しかし、このような継起と、「もの一般の原因および原因性の図式は、その実在的なものが任意に定立されるとき、いつでも何か他のものがその後に継起する、そのような実在的なものである。それゆえ、この図式は、一つの規則にしたがっている限りにおける、多様なものの継起にある」(A144/B183)とする因果性の図式において言及される継起との間には明らかに隔たりがある。後者の図式において言われる継起は、仮言判断、原因—結果のカテゴリーに対応するような先後関係について述べている（このような継起を以下では「図式的継起」と名付ける）。これに対して、変化と同一視されるところの継起、つまりここでの推論において③”、④”を引き出すために用いたところの継起とは、単に変化を構成する状態間の先後関係について述べられたものである（このような継起を以下では「状態間継起」と名付ける）。この状態間の先後関係について「その実在的なものが任意に定立されるとき、いつでも何か他のものがその後に継起する」とは誰も主張しないだろう⁽¹⁵⁾。

ここでようやく継起の二義性が見出され、かつ、変化を構成する状態から成る継起（「状態間継起」）が、それとは全く性格を異にする因果性の図式に従って成立しなければならないとする主張が、不可解であることも理解されるだろう。つまり、③”の命題のように「変化に関する時間関係を規定する規則は、因果性の図式がその役割を果たす」と主張する根拠が全く明らかでないことが顕現するのである⁽¹⁶⁾。

4.2.2 継起の二義性と二つの問題意識

本章のこれまでの議論を整理することで、次節への橋渡しとする。以上で見出されたのは、いわゆる「客観的継起」なるものの二義性である。これら二種類の「継起」のうち、一方の「状態間継起」には第三章までで中心的に論じられた「変化」に対する視点が伏在しており、それに対して他方の「図式的継起」には4.1で検討した議論の根底にあるとこ

ろの「客観的な時間規定」という問題意識がそれぞれ対応している。

ここにおいて、われわれが受け取るべき課題（それは同時にカントが受け取るべき課題でもある）も明瞭となる。第二類推では、「変化」が有する時間的特徴を反映させた上で、それが因果性の図式といかなる関係を持つのか、このことが論じられなければならない。そして、現にカントの証明もまさにそのような道を採用している。つまり、その論証は常に生起ということから始まり、図式的継起へ辿りつくことが目指されているのである。

4.3 第二類推の論証—解釈と批判—

本節ではカントの引用に即して第二類推の論証について詳論する。

それゆえ、何かが生起することを私が知覚するなら、この表象のうちには、第一に、何かが先行しているということが含まれている。というのは、まさにこの先行する何かとの連関において、その現象はおのれの時間関係を、すなわちその現象が存在していなかった先行する時間の後に現存するという時間関係を獲得するからである。しかし、その現象がこの関係においておのれの規定された時間位置を獲得しうるのは、次のことによってのみである。すなわち、その現象がいつでも、つまり、一つの規則に従って、それに継起するところの何かが、先行する状態のうちに(im)前提されているということによってのみである。それでこのことから明らかになるのは、第一には、私はこの系列を逆転させて、生起するものを、この生起するものがそれに継起するところのものに先立たせることはできないということであり、第二には、先行する状態が定立されるときには、この規定された出来事は不可避免的に、必然的に継起するということである。このことによって、私たちの諸表象の間に一つの順序が生じるということが起こるが、この順序においては現在しているものは（それが生成したものである限り）何らかの先行する状態を指示するのであって、しかもそれを、与えられているこの出来事の、たとえまだ規定されてはいないにしても、相関者として指示するのである。この相関者はしかし、おのれの帰結としてのこの出来事と規定的な連関を持ち、この出来事を時間系列において必然的におのれと結びつけるのである(傍線筆者)。(A198/B243)

まず、傍線部までの冒頭の二文（「それゆえ、～獲得するからである。」）の内容は生起を認識している以上、認めうる。つまり、この時間関係は変化を構成している状態間の時間関係（「状態間継起」）である。ゆえにこの間に順序の必然性、すなわち不可逆性をも認め

うる（第二章参照）。ここで、続く傍線部を読み飛ばして、その直後の文章以下（「それでこのことから明らかになるのは～結びつけるのである。」）に着目するなら、既に全く違った時間関係、つまり 4.2 で規定したところの「図式的継起」が表れていることが判明する。このことは、「第二には、先行する状態が定立されるときには、この規定された出来事は不可避免的に、必然的に継起するということである」という表現に明らかである。しかもそれに伴って、逆転させることができないこと、つまり不可逆性も、この「図式的継起」に即して主張されているのである。

無論問題とすべきは、これら二つの継起を関係付けることのできるどのような議論が存するのかということである。ところが、傍線部の一文目だけを見れば、実のところこれは、変化を扱わずとも導入できる論点である。そして傍線部の二文目において「先行状態」ということが取り入れられたとき、生起した新たな状態に対して要求される「先行する何か」（これは変化の構成要素である）ではなく、「図式的継起」において含意されているところの、それによって必然的に何かの後続するところのものについて語られている。にもかかわらず「先行性」という時間的条件については、生起である以上求められる先行性と同一ものであるかのように扱われている。しかし、「状態間継起」と「図式的継起」の両者の決定的な相違は、この「先行する何か」が明らかに異なる点にあった。その差異を無視することによって時間関係の読み替えは図られるが、その歪みが「先行する状態のうちに (im) 前提されている」という表現に表れるのである。つまり、先行性という時間条件に二つの意味を押し込めるという結果に陥っているのである。

詮ずる所、二つの問題意識（①変化ないし状態の生起が有する時間的特徴と②経験の客観として成立するために時間位置を規定されていること）から発した二つの「継起」が同時に語られているだけで、それらについて何らの論理的関係も整えられていない。そして、ただ表現上の転換によってのみ、不可逆性は原因と結果の間に言われるものとなるのである。しかし、このことは文字通り単なる読み替えであって、全く論証とはなっていない。以上をもって本稿は第二類推の論証の不成功を結論する。

5. おわりに

以上、本稿において第二類推の論証の批判的検討が展開された。本稿の結論自体には異論も多いかもしれない。しかしながら、いずれにせよ「客観的継起」あるいは運動や変化といった最も基本的な語の内実さえ曖昧なまま第二類推に関する議論が進められてしまっていることを剔抉したことには、一定の価値があると信ずる。

註

- (1) 以下、カントの著作からの引用は慣例に従い、『純粋理性批判』 *Kritik der reinen Vernunft* に関しては第一版をA、第二版をBとして、ページ数を表記する。その他の著作に関してはアカデミー版全集の巻数をローマ数字で表記し、その後にページ数を記す。
- (2) 同様の表現は非常に多くの部分で見られる。たとえば、A9/B13、A196/B241、A540/B568、A542/B570、A737/B765、A783/B811、A788/B816 など。
- (3) ここで、カントにとって「変化」とは何であるのかということ、およびそれと関連して用いられる概念群についても用語の意味を正確に規定しておく。「変化 (Veränderung)」とは、「現に持続している実体の諸規定の継起的な存在と非存在 (B232)」であり、その持続する実体の「二つの対立する規定 (B233)」に関するものである。「生起 (Geschehen)」あるいは「発生 (Entstehen)」とは、変化における二つの対立する規定のうち、後者の規定に関して用いられる語である。そして、この「規定 (Bestimmung)」は「状態 (Zustand)」の同義語であり、また「偶有性 (Akzidens)」とされることもある。
- (4) 「しかしながら私は、ある生起を含む現象において、知覚の先行する状態をA、継起する状態をBと名付けるなら、把握において、BはAに継起するのみであり、Aという知覚がBに継起することはありません、むしろ先行しうのみであるということにも気づいている」(A192/B237)
- (5) B162 において与えられている例である。二次文献でもかなりの頻度で登場する。本稿でも例示のためには主にこの例を用いる。
- (6) このような理解は近年の第二類推研究において広く認められているものである。Allison(1983)、Bayne(2004)、Watkins(2005)らも共通してこのような解釈をとっている。たとえば、Bayne(2004, p.98)では、「もし私の連続する知覚が違った形で順序付けられたなら、それでも私は船が下流に流れることを知覚した、などとすることはないだろう」とされている。Allison(1983, p.224)およびWatkins(2005, p.212)でも同趣旨の解釈が示されている。とはいえ、彼らの第二類推全体の解釈が一致しているというわけではない。
- (7) やや細かい指摘になるが、引用の前半部では「場所aにある」ことが状態とされていたにもかかわらず、後半部で基体を問う場面になると、それが何の説明もなしに「場所a」という表現に変じていることは注意されたい。
- (8) 「そしてこの直観は空間における一つの点の運動の直観であって、様々な場所におけるその点の現存在が(対立する諸規定の継起として) まずもってそれだけで私たちに変化を直観的たらしめる。」(B292)
- (9) たとえば『批判』における「物質の偶有性としての運動」(A186/B230)という表現もこの理解を裏付けるだろう。
- (10) 「定理三 力学の第二法則。物質のあらゆる変化は外的原因をもつ。(いかなる物体も、外的原因によってその状態を変えるよう強制されない限り、静止状態もしくは一定の速度で一定の方向に向かう運動状態を保ち続ける。)」(IV543)
- (11) つまり、運動においては、第二類推で扱われる変化を認めうるもの(減速や加速といった「物体はおのれの状態を変化させている」と考えられるもの)と変化あるいは状態の生起を認めえないもの(「一様な運動」との二種類を峻別すべきなのである。さらに言うなら、運動あるいは変化については一層の多義性が認められる。たとえばB154 においては、「主観の働きとしての運動」と「客観の規定としての運動」ということが対比されているが、このとき明らかに前者はいわゆる数学的構成の働きを示すように思われる。この場合、われわれは数学的図形を様々な形に変化させることができる、と言っているが、無論このような変化は現存在 (Dasein) に関わる第二類推の主題とはなりえない。
- (12) それゆえ、不可逆的であるということも運動状態の間に認められなければならない。よく挙げられるビリヤードボールの衝突という例も第二類推の理解においては、事態を複雑化させるだけである。この例において、ある運動しているボールaが静止しているボールbに衝突し、ボールbが動き出し、ボールaは(便宜的に) 静止するとする。第二類推において主題とされる「変化」に即して考えるなら、この衝突においてはボールaの「運動→静止」およびボールbの「静止→運動」という二つの変化が語られている。これら二つの変化の順序が規定されている(不可逆的である)などという主張は、第二類推解釈としては不適切であるということが理解されねばならない。さらに言うなら、この例において主張しうることはただ、ボ

ールbについて「動き始める」という変化を認める以上、その状態の順序は必然的に「静止→運動」という順序でなくてはならない、ということのみである。ボールaについても同様に考えればよい。

(13) 「しかし、原因という概念は、生起する何かという概念の全く外にあり、生起するものとは異なったあるものを指し示すゆえ、この後者の表象の内に一緒に含まれているなどということは全くない。一体いかにして私は、一般に生起するものについて、それとは全く異なった何かについて語り、そして原因という概念を、たとえ生起するもののうちに含まれてはいないにせよ、それにもかかわらず、それに属し、しかも必然的に属するものとして認識するに至るのだろうか？」(B13)

(14) 「時間の三つの様態は、持続性、継起、同時存在である。」(A177/B219)

(15) このことは直感的にも理解されるはずである。「水→氷」という変化があるとき、当然「水」という「氷でない状態」は条件としては必要である。そしてそれが「氷結」というその変化である限り、この順序もそれ以外に考えることはできない。しかしこの意味で先行する「水」という状態が定立されても、「その実在的なものが任意に定立されるとき、いつでも何か他のものがその後に継起する」などとは断じて言えないはずである。両者における「先行するもの」の間に明らかな差異が認められるのである。

(16) 次のような反論は可能かもしれない。因果性の図式における「それゆえ、この図式は、一つの規則にしたがっている限りにおける、多様なものの継起にある」(A144/B183)という部分で述べられている「継起」は、実のところ「状態間継起」を指しており、それゆえ③”のような命題は問題なく成立するのだ、と。

しかしながら、この反論は全く有効ではない。というのも、このような論理が可能であるなら、因果性の図式がそもそも変化と適合するような性質を担っていることになるからである。前述したように、第二類推での大前提は、変化という概念と原因という概念の結合が総合的である、ということである。上のような反論は、そもそもカントがなしていたことは論証などではなく、実は図式論において既に変化と原因(因果性)の概念が結合されていることを認めるに等しい。この場合、当然次のような一連の疑問が生じる。結局のところ図式論において、ア・プリオリな総合が何の議論もなしに果たされていたのではないのか。そうだとすれば、図式論における総合を可能にする媒介は何であろうか。そして、カテゴリーから図式への移行はどのような権利でなされるのか。その対応の正当性、それが真なることはいかにして示されるのか。これらの問題を回避できない以上、図式そのものに二義性を持たせること(一方で原因—結果のカテゴリーとの対応を主張し、他方で変化に見られる継起との対応を確保すること)によって③”の命題を承認するという論法は全く有効ではないのである。

文献

Allison, H. E. (1983). *Kant's Transcendental Idealism*. New Haven: Yale University Press.

Bayne, S. M. (2004). *Kant on Causation: on the Five Routes to the Principle of Causation*. Albany: State University of New York Press.

Bird, G. (2006). *The Revolutionary Kant: a Commentary on the Critique of Pure Reason*. Illinois: Carus Publishing Company

Watkins, E. (2005). *Kant and the Metaphysics of Causality*. Cambridge: Cambridge University Press.

植村恒一郎. (1993). 「時間と運動——「経験の類推」をめぐる」, 松山寿一, 犬竹正幸 編, 『現代カント研究 4 自然哲学とその射程』(73-97 頁), 晃洋書房.

〔京都大学大学院博士課程・哲学／日本学術振興会特別研究員〕